

第11回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

1. 財産及び損益の状況
2. 主要な事業内容
3. 主要な営業所
4. 従業員の状況
5. 主要な借入先の状況
6. その他企業集団の現況に関する重要な事項
7. 新株予約権等に関する事項
8. 会計監査人の状況
9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
10. 剰余金の配当等に関する決定方針

連結計算書類

11. 連結株主資本等変動計算書
12. 連結注記表

計算書類

13. 貸借対照表
14. 損益計算書
15. 株主資本等変動計算書
16. 個別注記表

監査報告

17. 連結計算書類に係る会計監査報告
18. 計算書類に係る会計監査報告
19. 監査役会の監査報告

株式会社メルカリ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

事業報告

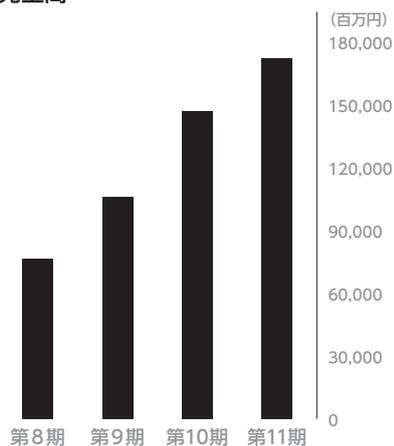
1. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

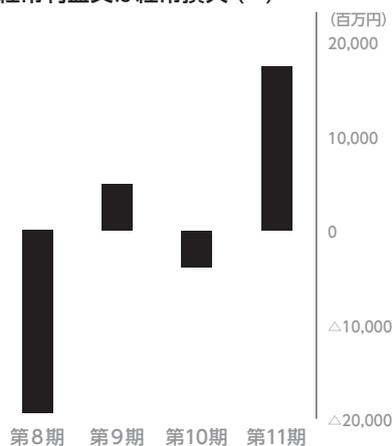
	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)	第11期 (2023年6月期)
売上高 (百万円)	76,275	106,115	147,049	172,064
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△19,391	4,975	△3,896	17,449
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△22,772	5,720	△7,569	13,070
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△147.86	36.43	△47.34	81.01
総資産 (百万円)	198,014	262,529	339,862	415,292
純資産 (百万円)	35,368	40,013	37,998	55,228
1株当たり純資産額 (円)	222.78	247.52	228.57	329.80

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

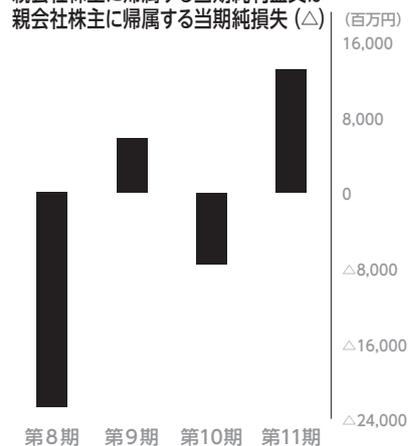
売上高



経常利益又は経常損失 (△)



親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

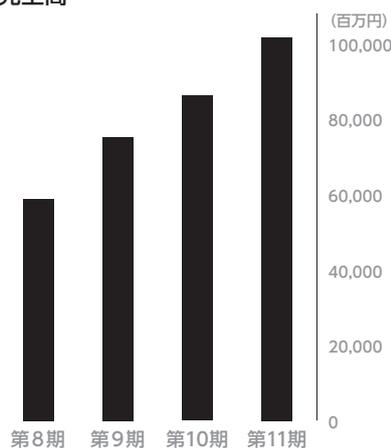


② 当社の財産及び損益の状況

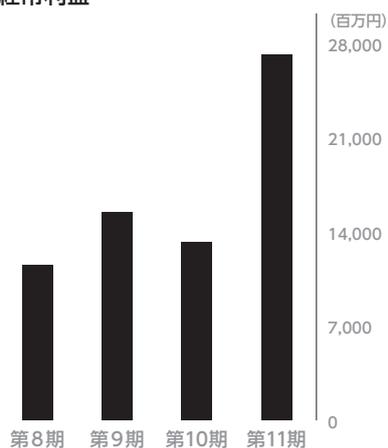
	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)	第11期 (2023年6月期)
売上高 (百万円)	58,744	75,152	86,107	101,671
経常利益 (百万円)	11,550	15,426	13,221	27,203
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△28,014	7,926	△4,965	7,274
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△181.89	50.48	△31.05	45.09
総資産 (百万円)	104,683	119,376	137,359	160,680
純資産 (百万円)	38,884	45,760	45,152	55,596
1株当たり純資産額 (円)	249.02	286.39	275.01	335.48

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

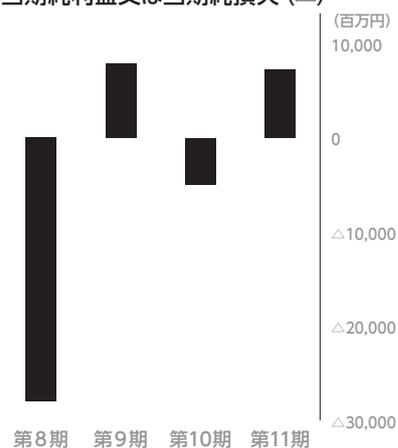
売上高



経常利益



当期純利益又は当期純損失 (△)



2. 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

① ミッション

当社は、「インターネットの力で個人と個人をつなぐことで、限りある資源を大切にすることができ、世界中の人々が豊かに暮らせる社会をつくりたい」という想いから創業し、テクノロジーを活用した先進的なプロダクト開発や規律を持った大胆な投資によって成長を続けて参りました。2023年2月に創業10周年を迎え、メルカリを通じて「人の可能性を広げること」への想いを込めたグループミッション「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」を策定し、その達成に向けてグループ一丸となり邁進しています。LLMやブロックチェーンを含む先進技術を活用することで、モノの取引だけでなくスキルやデジタルアセットの取引など新たなユーザ体験を提供していくことを目指し、有形・無形に限らずあらゆる価値が循環するエコシステムを創ることを通じて、「人」の可能性を広げる存在でありたいと考えています。

② サービス概要

当社が運営する「メルカリ」は個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイスであり、誰でも簡単・手軽に不要品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明であるなどの課題があり、また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

「メルカリ」では、スマートフォンやWebから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者ともに個人が中心であるため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな商品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。新規会員登録時に出品者の本人情報（住所/氏名/生年月日）の登録を必須化することで不正を抑止し、AIを活用した利用規約違反取引の自動検知に力を入れるなど、安心してご利用いただける環境づくりにも努めております。

③ 当社グループが運営するサービス

当社グループは当社と連結子会社であるMercari, Inc.、株式会社ソウゾウ、株式会社メルペイ、株式会社メルコイン、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー、インド開発拠点等で構成されております（2023年6月30日時点）。鹿島アントラーズを除く国内事業をJapan Regionとし、また、Japan Regionにおいては、MarketplaceとFintechの2つのドメインに基づき事業の説明を行っております。



（注）2023年8月1日付で、株式会社ソウゾウの「メルカリShops」に係る事業開発機能以外の部門について当社に承継する吸収分割を行いました。

Marketplaceでは、創業来取り組んでいる個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイスであるフリマアプリ「メルカリ」と、2021年10月よりBtoCマーケットプレイスである「メルカリShops」を運営しています。誰もが簡単・手軽にモノを売買できるというユニークなユーザ体験を提供し、2023年6月期のGMV（取引流通総額）は1兆円規模に到達し、MAUは2,200万人を超えるまでに拡大しております。

Fintechでは、スマホ決済サービス「メルペイ」を運営しています。当社グループの保有する高い技術力と「メルカリ」独自の顧客・情報基盤を活用し、Creditサービスを中心に新たな信用の創造に伴う事業の拡大に努めております。

「メルカリ」の利用履歴に基づくAI与信を生かしたクレジットカード「メルカード」や、売上金やポイントを活用したビットコイン取引ができるサービスを開始するなど、グループシナジーの創出に向けて着実に進捗いたしました。

メルカリUSでは、「the easiest and safest selling app」として、誰もがより簡単に安全に様々なモノが売れるマーケットプレイス「Mercari」を運営しています。インフレをはじめとする厳しい外部環境の影響で成長率は鈍化傾向が継続しておりますが、出品の簡便化や購入者の負担を軽減する施策などに取り組んだ結果、出品数は増加傾向にあり、購入数の減少幅に改善の兆候が見られるなど、一定の成果もありました。

3. 主要な営業所（2023年6月30日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 国内子会社

会社名	所在地
株式会社メルペイ（本社）	東京都港区
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（本社）	茨城県鹿嶋市
株式会社ソウゾウ（本社）	東京都港区
株式会社メルコイン（本社）	東京都港区

③ 在外子会社

会社名	所在地
Mercari, Inc.（本社）	米国カリフォルニア州パロアルト市
Mercari Software Technologies India Private Limited（本社）	インド共和国ベンガルール市

4. 従業員の状況（2023年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,101（453）名	108名減（14名減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,315（271）名	83名増（19名減）	35.6歳	3.4年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

5. 主要な借入先の状況（2023年6月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	10,000

（注）上記以外に債権流動化による資金調達額79,121百万円があります。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

7. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2023年6月30日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	2,400個	普通株式 24,000株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第13回新株予約権 (2015年6月27日)	386個	普通株式 3,860株	無償	20円	2015年6月27日 ～2025年6月27日
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	2,500個	普通株式 25,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2024年8月19日
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	600個	普通株式 6,000株	無償	102円	2018年2月14日 ～2026年2月12日
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	500個	普通株式 5,000株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	535個	普通株式 5,350株	無償	353円	2019年2月25日 ～2027年2月23日
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	135,350個	普通株式 1,353,500株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第36回新株予約権 (2017年6月23日)	717個	普通株式 7,170株	無償	353円	2017年6月23日 ～2027年6月23日
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	302,400個	普通株式 302,400株	無償	3,000円	2019年11月30日 ～2027年11月28日
第39回新株予約権 (2018年3月13日)	9,500個	普通株式 9,500株	無償	3,000円	2020年3月14日 ～2028年3月12日
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	265,522個	普通株式 265,522株	無償	1円	2023年9月25日 ～2030年9月24日
第41回新株予約権 (2020年10月12日)	126,582個	普通株式 126,582株	無償	1円	2022年6月1日 ～2025年12月31日
第45回新株予約権 (2021年9月30日)	11,104個	普通株式 11,104株	無償	1円	2022年3月1日 ～2024年9月30日
第46回新株予約権 (2021年9月30日)	13,391個	普通株式 13,391株	無償	1円	2022年3月1日 ～2024年9月30日
第47回新株予約権 (2022年3月31日)	487個	普通株式 487株	無償	1円	2022年9月1日 ～2024年3月31日
第48回新株予約権 (2022年3月31日)	7,222個	普通株式 7,222株	無償	1円	2022年9月1日 ～2025年3月31日
第49回新株予約権 (2022年3月31日)	2,354個	普通株式 2,354株	無償	1円	2022年9月1日 ～2025年3月31日
第50回新株予約権 (2022年3月31日)	1,235個	普通株式 1,235株	無償	1円	2023年3月1日 ～2024年3月31日
第52回新株予約権 (2022年9月30日)	16,839個	普通株式 16,839株	無償	1円	2023年3月1日 ～2025年9月30日

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第53回新株予約権 (2022年9月30日)	48,600個	普通株式 48,600株	無償	1円	2023年3月1日 ～2025年9月30日
第54回新株予約権 (2022年9月30日)	51,585個	普通株式 51,585株	無償	1円	2023年3月1日 ～2025年9月30日
第56回新株予約権 (2023年4月30日)	258,040個	普通株式 258,040株	無償	1円	2023年9月1日 ～2026年3月31日
第57回新株予約権 (2023年4月30日)	15,089個	普通株式 15,089株	無償	1円	2023年9月1日 ～2026年3月31日
合計	1,272,938個	普通株式 2,559,830株	—	—	—

(2) 当社取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年6月30日現在)

① 取締役 (社外取締役を除く。) の新株予約権の保有状況

名称 (発行日)	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	2名	129,016個	普通株式 1,290,160株
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	2名	265,522個	普通株式 265,522株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第34回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第40回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日 (当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。) において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額 (次式によって算出するものとする。) がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

- (2) 権利者は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から本新株予約権の行使期間の満了日までの期間 (いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。) 、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする (但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない。) 。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ③に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

① 権利者が新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

② 権利者が新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

③ 権利者が新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

② 監査役の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	1名	2,400個	普通株式 24,000株
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	1名	2,500個	普通株式 25,000株
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	1名	600個	普通株式 6,000株
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	1名	150個	普通株式 1,500株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1名	750個	普通株式 750株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第11回、第15回、第18回、第25回、第30回、第34回及び第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人（当社役員を除く。）に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	交付対象者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第51回新株予約権 (2022年9月30日)	38名	58,285個	普通株式 58,285株
第52回新株予約権 (2022年9月30日)	4名	31,510個	普通株式 31,510株
第53回新株予約権 (2022年9月30日)	16名	79,397個	普通株式 79,397株
第54回新株予約権 (2022年9月30日)	11名	65,160個	普通株式 65,160株
第55回新株予約権 (2022年9月30日)	42名	45,404個	普通株式 45,404株
第56回新株予約権 (2023年4月30日)	214名	267,679個	普通株式 267,679株
第57回新株予約権 (2023年4月30日)	3名	45,269個	普通株式 45,269株

(注) 1. 第51回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ④に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ② 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ③ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 第52回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ③ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
 - ⑥ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第53回及び第54回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ② 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ③ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑥ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 第55回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ④に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ③ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ④ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
5. 第56回及び第57回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ② 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ③ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2025年9月1日から2025年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑥ 2026年3月1日から2026年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年6月28日開催の取締役会において発行決議した新株予約権付社債は、2021年7月14日（ロンドン時間）に払込みが完了しており、2023年6月30日時点の状況は次のとおりであります。

銘柄	新株予約権付社債の残高	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額
2026年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から 2026年6月30日まで	9,346円
2028年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から 2028年6月30日まで	9,346円

8. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	85百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	228百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Mercari, Inc.はErnst & Young LLP、Mercari Software Technologies India Private LimitedはS.R. Batliboi & Associates LLPの監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に各種アドバイザリー業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識を持って、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- c. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
- d. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」といいます。）を構築します。
- e. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とします。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- b. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含みます。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
- b. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努めます。
- b. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制の構築を行います。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催します。
- b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行します。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程及び稟議規程を制定します。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
- b. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。

- a. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
- b. 上記④の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

- c. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
- d. 当社の内部監査担当は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役等に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有します。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）を置くことを取締役会に対して求めることができることとします。
- b. 監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集します。
- c. 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとします。
- d. 監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができることとします。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができることとします。
- e. 当社は、監査役補助者に業務遂行上必要な調査権限及び情報収集権限を付与することとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告を行います。
- b. 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑩ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- a. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑪ 監査役職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生じる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当の役員に事前に通知するものとします。

⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
- b. 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
- c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士、公認会計士及びその他の専門家の助力を得ることができます。
- d. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図ります。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行います。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
- b. コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行います。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

① 業務執行に関する適正性の確保

当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対しては、当社のミッション、バリュー、倫理規程及びコンプライアンスポリシー等の周知等により、社会の構成員としての自覚をもち社会の要請にこたえ、倫理にもとることのなく責任のある行動をとるように図っております。また、当社は、企業活動に関する法令、条例、通達及び社内規程等につき、定期的なe-Learning等の研修を実施し、その趣旨、目的を理解し、これを遵守するよう求めています。

② 内部監査

内部監査は、代表取締役直下の独立した組織である内部監査室が行っております。当事業年度において、内部監査室は、法令遵守状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、取締役会の承認を得た内部監査規程及び内部監査計画に基づき、当社及び子会社に対し監査を行っております。監査結果は、代表取締役、取締役会及び監査役会に対し遅延なく報告を行っております。

③ 監査役

監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、適時的確な情報の把握及び監査機能の強化を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と緊密に連携し、監査、内部監査の状況の確認及び意見交換を定期的に行っております。

10. 剰余金の配当等に関する決定方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施については未定であります。

連結計算書類

11. 連結株主資本等変動計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	44,628	44,582	△53,757	△0	35,453
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,423	1,423			2,846
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,070		13,070
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,423	1,423	13,070	—	15,917
当期末残高	46,052	46,005	△40,687	△0	51,370

	その他の包括利益累計額				新株予約 権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ハッ ジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	—	—	1,303	1,303	926	314	37,998
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							2,846
親会社株主に帰属する 当期純利益							13,070
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△0	159	747	907	165	240	1,313
連結会計年度中の変動額合計	△0	159	747	907	165	240	17,230
当期末残高	△0	159	2,051	2,211	1,092	554	55,228

12. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社メルペイ

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

株式会社ソウゾウ

株式会社メルコイン

Mercari Software Technologies India Private Limited

株式会社メルロジは、株式会社メルカリに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

株式会社Bassetは、株式会社メルコインに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの決算日は1月末日であり、連結決算日との差異が3か月を超えることから、4月末日現在で実施した仮決算に基づき、連結しております。

連結子会社であるMercari Software Technologies India Private Limitedの決算日は3月末日であり、連結決算日との差異が3か月を超えないことから、当該連結子会社の決算日に係る計算書類に基づき、連結しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

商標権について、効果の及ぶ期間（20年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、破産更生債権等については、回収不能見込額を債権額から直接減額しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

二. 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

Marketplaceでは、顧客に対してモノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「メルカリ」等のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。また、Marketplaceに付随する配送サービスでは、海外では物品を配送する履行義務、国内では物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し完了時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じた配送料総額又は配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

Fintechでは、主に決済サービス、与信サービスを顧客に提供しています。決済サービスに関する主な収益は、メルペイユーザと加盟店間の決済手段を提供したことに対する対価として受領しており、決済が確定した時点でその義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。与信サービスに関する主な収益は、メルペイユーザに立替払いサービスの支払方式として定額払いを提供した対価として受領しており、金利の性質を有しています。そのため、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に基づき収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建支払債務

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債務の先物為替予約取引を行い、為替変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によってヘッジの有効性を評価しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 5,455百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

連結子会社である株式会社メルペイは未収入金等を債務者の支払状況等に基づいた信用リスクに応じて一般債権（正常債権及び管理債権）、破産更生債権等に分類しております。

イ. 一般債権（正常債権及び管理債権）

正常債権については、債権の種別毎に過去の回収実績率を用いて貸倒見積高を算出しております。

一定期間以上の支払遅延のある管理債権については、債権の種別毎に債務者の遅延期間等により信用リスクに応じて分類し、それぞれの分類における過去の回収実績率を用いて貸倒見積高を算出しております。

ロ. 破産更生債権等

個々の債権毎に見積もった回収見込額を債権残高から差し引いた残額を貸倒見積高としております。

② 主要な仮定

連結会計年度末における経済状況等の変化は、債務者へ直接的又は間接的な影響を与える可能性があります。当該変化を未収入金等の評価に反映するために貸倒実績率の補正要否に関する判断を行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済状況等の変化により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「新株予約権戻入益」は1百万円であります。

4. 追加情報

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,067百万円

(2) 債権流動化

債権を流動化したことにより調達した資金のうち、金融取引として会計処理したものについては、短期借入金55,954百万円、長期借入金23,166百万円で、当該債権流動化による資金調達の裏付けとして信託拠出した債権は、未収入金105,504百万円です。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 162,465,598株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,741,780株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金、及び安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入、社債の発行、債権流動化で賄っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

預け金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、残高管理を行うことでリスクの低減に努めております。

有価証券は、資金管理規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しておりません。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく法務局への供託金であり、信用リスクは僅少であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金、転換社債型新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
売掛金	6,374		
未収入金	115,714		
貸倒引当金(※2)	△4,651		
	117,437	135,445	18,007
敷金	1,407	1,344	△62
資産計	118,844	136,789	17,944
長期借入金(※4)	52,410	52,410	—
転換社債型新株予約権付社債	50,000	38,951	△11,048
負債計	102,410	91,361	△11,048
デリバティブ取引	196	196	—

(※1) 現金及び預金、有価証券、預け金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに預り金は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(※3) 差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく発行保証金として法務局へ供託しているものであるため信用リスクは僅少であり、かつ短期間に決済されるユーザからの預り金を保全する金融資産であるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は総額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(※6) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	78

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年6月30日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	－	196	－	196

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年6月30日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金及び未収入金	－	－	135,445	135,445
敷金	－	1,344	－	1,344
長期借入金	－	52,410	－	52,410
転換社債型新株予約権付社債	－	38,951	－	38,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び未収入金

売掛金及び未収入金に含まれる定額払い債権（元金に対して、定額払い手数料が発生する債権）の時価は、ユーザごとに区分した回収予定額に基づく将来キャッシュ・フローを無リスク利率により割り引いた現在価値によっており、信用リスクは将来キャッシュ・フローで考慮しております。当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

また、売掛金及び未収入金のうち短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金

敷金の時価は、約定期間に基づく返還額を無リスク利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関等から提示された時価を用いており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 329円80銭

- (2) 1株当たり当期純利益 81円01銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 77円36銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主要なサービス	国内	海外	合計
Marketplace	101,714	44,440	146,155
Fintech	20,485	—	20,485
その他	5,423	—	5,423
合計	127,623	44,440	172,064

(注) 連結損益計算書に計上している「売上高」172,064百万円は、主に「顧客との契約から認識した収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は主に与信サービスから生じた金融収益であり、その額に重要性がないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に含めて開示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」 「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

契約負債 (期首残高)	2,560
契約負債 (期末残高)	2,749

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,560百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

13. 貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	124,113	流動負債	42,148
現金及び預金	101,445	買掛金	5
売掛金	8,507	1年内返済予定の長期借入金	15,880
商品	11	未払金	13,545
前払費用	1,230	未払費用	629
未収入金	10,548	未払法人税等	6,355
短期貸付金	1,849	預り金	757
その他	519	賞与引当金	1,869
固定資産	36,566	ポイント引当金	562
有形固定資産	1,051	株式報酬引当金	209
建物	217	その他	2,333
工具、器具及び備品	444	固定負債	62,934
その他	388	長期借入金	12,530
無形固定資産	74	転換社債型新株予約権付社債	50,000
ソフトウェア	74	その他	404
投資その他の資産	35,440	負債合計	105,083
投資有価証券	43	(純資産の部)	
関係会社株式	31,857	株主資本	54,346
繰延税金資産	2,167	資本金	46,052
敷金	1,370	資本剰余金	46,031
その他	0	資本準備金	46,031
資産合計	160,680	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	△37,736
		その他利益剰余金	△37,736
		繰越利益剰余金	△37,736
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	158
		繰延ヘッジ損益	158
		新株予約権	1,092
		純資産合計	55,596
		負債純資産合計	160,680

14. 損益計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		101,671
売上原価		14,959
売上総利益		86,712
販売費及び一般管理費		59,452
営業利益		27,259
営業外収益		
受取利息	7	
為替差益	33	
関係会社業務受託料	51	
その他	24	118
営業外費用		
支払利息	149	
その他	25	174
経常利益		27,203
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
特別損失		
関係会社株式評価損	11,634	
投資有価証券評価損	269	
リース解約損	519	
解約違約金	114	
その他	66	12,604
税引前当期純利益		14,600
法人税、住民税及び事業税	7,955	
法人税等調整額	△628	7,326
当期純利益		7,274

15. 株主資本等変動計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	44,628	44,607	0	44,607	△45,011	△45,011
当期変動額						
新株の発行	1,423	1,423		1,423		
当期純利益					7,274	7,274
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	1,423	1,423	－	1,423	7,274	7,274
当期末残高	46,052	46,031	0	46,031	△37,736	△37,736

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△0	44,225	－	－	926	45,152
当期変動額						
新株の発行		2,846				2,846
当期純利益		7,274				7,274
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)			158	158	165	323
当期変動額合計	－	10,120	158	158	165	10,444
当期末残高	△0	54,346	158	158	1,092	55,596

16. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

Marketplaceでは、顧客に対してモノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「メルカリ」のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。また、Marketplaceに付随する配送サービスでは、物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じ配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建支払債務
- ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債務の先物為替予約取引を行い、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によってヘッジの有効性を評価しております。

- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更 (損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「新株予約権戻入益」は1百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,917百万円

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対して、債務保証を行っております。

株式会社メルPAY 74,883百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 20,814百万円

短期金銭債務 5,502百万円

(4) 偶発債務

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業費用 12,673百万円

営業取引以外の取引による取引高 59百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 103株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	29,695百万円
減価償却超過額	498
賞与引当金	403
未払費用	392
未払事業税	375
新株予約権	330
投資有価証券評価損	243
ポイント引当金	172
その他	135
繰延税金資産小計	32,247
評価性引当額	△30,020
繰延税金資産合計	2,226
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△58
繰延税金負債合計	△58
繰延税金資産の純額	2,167

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Mercari, Inc.	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の援助	出資	6,042	-	-
子会社	株式会社メルバイ	所有 直接100.0	業務の委託 役員の兼任 資金の援助	業務の委託(注1) 債務保証(注2)	10,765 74,883	未払金 -	2,207 -
子会社	株式会社鹿島アント ラーズ・エフ・シー	所有 直接71.2	役員の兼任 広告取引 資金の援助	資金の貸付 利息の受取 (注3)	- 7	短期貸付金	1,800
子会社	株式会社メルコイン	所有 直接100.0	資金の援助	出資	3,800	-	-

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 債務保証については、主に同社の資金決済法に基づく金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対するものであり、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山田 進太郎	(被所有) 直接24.12	当社代表取締役	新株予約権の行使 (注1)	182	-	-
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.94	当社取締役	新株予約権の行使 (注2)	11	-	-
役員	青柳 直樹	(被所有) 直接0.18	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注3)	600	-	-

(注) 1. 2016年6月24日付の取締役会決議、及び2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

3. 2017年11月28日付の取締役会決議、及び2020年9月25日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	335円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円09銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	43円05銭

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

17. 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本知香
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中計士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メルカリの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

18. 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 根本知香
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田中計士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メルカリの2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

19. 監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月24日

株式会社メルカリ 監査役会

常勤監査役 栃木 真由美 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 福島 史之 ㊟

社外監査役 角田 大憲 ㊟

以 上